

商品名等 (電気用品名等)	犬用一時待合室
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、犬を同伴できない店舗等の入り口付近（屋外又は屋内）に設置し、顧客が一時的に愛犬を待たせておくための一時待合室である。店舗前のポールに愛犬を係留するのは盗難、いたずら、愛犬による他人への危害等のトラブルのおそれがあるため、それらのトラブルを回避する目的で使用される。</p> <p>○構造、仕様、意匠 犬を収容する合成樹脂製の筐体に、前面に窓の付いたIC錠付多重扉を有する。室内には、照明用のLEDライト、ペルチェ式の冷暖房ユニット、空気循環用の小型ファン、様子確認用の小型カメラを有している。また、使用後の殺菌のためにUVライトを備えている。 スマートフォンとの通信機能を有しており、前面扉のIC錠の操作及び室内の小型カメラの映像による犬の様子確認ができるとともに、利用予約や有料サービス提供時の自動課金に対応することができる。</p> <p>定格：AC100V、消費電力未定 寸法：W76×D85×H114cm</p> <p>○主な使用者、販売先 店舗等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のうち、交流用電気機械器具の「その他の電気機械器具付家具」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品の用途は動物の飼育ではなく、また温度調節にペルチェ素子を利用しているため、電熱器具の「電気育すう器」には該当しない。また、殺菌用のUVライトを備えているが、収容物を殺菌するものではないため、「電気消毒器」とも言い難い。 犬を預け入れるコインロッカーのようなものと製品全体を捉えれば、日本標準商品分類における物品用ロッカーに電気機械器具を付帯したものであることから、「その他の電気機械器具付家具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	